

職員の職の設置等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第34号

職員の職の設置等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の職の設置等に関する規則 (昭和39年鳥取県規則第 6 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条 (以下この条において「移動条」という。) に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条 (以下この条において「移動後条」という。) が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条 (以下この条において「削除条」という。) を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (条及び別表の表示並びに削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。) に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (条及び別表の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削り、次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>職員の職の設置に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、知事の事務部局の職員 (臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。) の職の設置について<u>定めるものとする。</u></p> <p>(職員の職)</p> <p>第 2 条 職員の職は、別表のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>職員の職の設置等に関する規則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、知事の事務部局の職員 (臨時及び非常勤の職員を除く。) の種類及び職の設置について<u>定めることを目的とする。</u></p> <p>(職員の種類)</p> <p>第 2 条 <u>職員の種類は、事務吏員及び技術吏員とする。</u></p> <p>(職員の職)</p> <p>第 3 条 職員の職は、別表のとおりとする。</p> <p><u>別表 (第 3 条関係)</u></p> <p>(1) 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職 部長・理事監・次長・参事監・防災監・行政監察監・市場開拓監・課長・所長 (第 3 号に掲げるものを除く。) ・副所長・局長・副局長・室長・院長 (第 3 号に掲げるものを除く。) ・園長・場長・館長・校長・事務局長・副校長・参事・検査監・総括検査専門員・検査専門員・用地専門員・</p>

主任教授・民芸振興官・事務局次長・課長補佐・室長補佐・館長補佐・教授・講師・主幹・主任監察員・用地主幹・教務主幹・主計員・係長・企画員・副主幹・監察員・秘書・教務主任・小作主事・精神保健福祉士・土地調査員・環境衛生指導員・医療監視員・薬事監視員・毒物劇物監視員・麻薬取締員・防疫員・保安管理員・液化石油ガス検査員・肥料検査員・漁業監督吏員・道路監理員・河川監理員・砂防管理員・建築主事・建築監視員・公営住宅監理員・出納員・分任出納員・会計員・企業出納員・現金取扱員

(2) 事務吏員をもって充てる職

寮長・副出納長・税務専門員・事務次長・税務主幹・専門員・専門指導員・広報企画員・文化財主事・査察指導員・身体障害者福祉司・知的障害者福祉司・児童福祉司・主事・社会福祉主事・精神福祉主事・心理療法士・心理判定員・児童自立支援専門員・児童指導員・生活指導員・児童生活支援員・保育士長・保育士・守衛長・副守衛長・守衛・現業主事・寮母・寮父・介助員

(3) 技術吏員をもって充てる職

院長（病院の院長に限る。）・所長（保健所の所長に限る。）・センター長・統括研究員・医長・副医長・看護師長・隊長・副隊長・分場長・科長・試験地長・特別研究員・専技主幹・普及主幹・農業専門技術員・生活改良専門技術員・林業専門技術員・水産業専門技術員・助教授・船長・機関長・機械技師・電気技師・教官・研究員・衛生技師・医師・歯科医師・薬剤師・理学療法士・作業療法士・理療師・看護師・准看護師・保健師・栄養士・歯科衛生士・診療放射線技師・言語聴覚士・食品衛生監視員・家庭用品衛生監視員・と畜検査員・狂犬病予防員・栄養指導員・隊員・商工技師・職業訓練指導員・農林技師・改良普及員・普及指導員・造園技師・地方種畜検査委員・家畜防疫員・林業改良指導員・林業普及指導員・森林害虫防除員・水産技師・水産業改良普及員・水産業普及指導員・魚類防疫員・機関士・航海士・通信士・船員・土木技師・建築技師・車庫長・副車庫長・車庫主任・自動車整備士・運転士・交換手・畜産技手・道路技術員・ボイラ技手・機械技手・調理師・調理員・農業技手・林業技手・検査助手

別表（第2条関係）

部長、局長、所長、理事監、防災監、行政監察監、

次長、参事監、検査監、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、副出納長、課長、参事、事務局長、主任教授、副所長、副校長、寮長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、課長補佐、主幹、室長補佐、館長補佐、事務局次長、事務次長、教授、主計員、企画員、広報企画員、船長、主任監察員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、検査主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、助教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、機関長、監察員、主事、学芸員、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、秘書、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、生活指導員、児童生活支援員、保育士、栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、機関士、航海士、通信士、船員、専門員、総括専門員、専門指導員、文化財主事、場長、分場長、試験地長、特別研究員、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、理療師、看護師長、看護主任、准看護師、車庫長、副車庫長、守衛長、副守衛長、現業職長、自動車整備士、運転士、守衛、交換手、ボイラ技士、機械技手、調理師、調理員、検査助手、農業技手、畜産技手、林業技手、道路技術員、現業主事、寮母、寮父、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

(職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第 2 条 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則 (平成 18 年鳥取県規則第 3 号) の一部を次のよう

に改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p data-bbox="220 434 360 465">附 則</p> <p data-bbox="220 474 352 506">(施行期日)</p> <p data-bbox="220 515 288 546">1 略</p> <p data-bbox="220 555 352 586">(経過措置)</p> <p data-bbox="220 595 799 913">2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第5項、第6項、<u>第9項、第10項又は第22項</u>の規定の適用を受ける職員については、主査及び専門研究員にあっては平成19年3月31日まで、主任及び技幹にあっては平成20年3月31日までの間、<u>改正後の職員の職の設置に関する規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p> <p data-bbox="220 922 692 954">(現業職員の給与に関する規則の一部改正)</p> <p data-bbox="220 963 288 994">3 略</p>	<p data-bbox="817 434 957 465">附 則</p> <p data-bbox="817 474 949 506">(施行期日)</p> <p data-bbox="817 515 885 546">1 略</p> <p data-bbox="817 555 949 586">(経過措置)</p> <p data-bbox="817 595 1396 913">2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第5項、第6項、<u>第10項、第11項又は第24項</u>の規定の適用を受ける職員については、主査及び専門研究員にあっては平成19年3月31日まで、主任及び技幹にあっては平成20年3月31日までの間、<u>改正後の職員の職の設置等に関する規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p> <p data-bbox="817 922 1289 954">(現業職員の給与に関する規則の一部改正)</p> <p data-bbox="817 963 885 994">3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定及び第2条中「職員の職の設置等に関する規則」を「職員の職の設置に関する規則」に改める部分は、平成19年4月1日から施行する。